

中国女性の世界

著者名(日)	任 衛平
雑誌名	九州国際大学国際関係学論集
巻	3
号	1/2
ページ	89-101
発行年	2008-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1265/00000241/

〔研究ノート〕

中国女性の世界

任 衛 平

はじめに

- 1 中国女性の地位変化
- 2 中国女性の教育概況
- 3 中国女性の仕事の理念
- 4 中国女性の婚姻の実態
- 5 中国女性の社会的役割
- 6 いくつかの問題

おわりに

はじめに

私は女性学の研究に関わって日が浅いが、日本に来て、中国の女性のことを話して欲しいと依頼され、講演などで話す機会が再三あり、そういうことを通じて逆に私自身が自国の女性問題のことに強い関心を寄せるようになった。ここでは、中国女性としての私が長い間、自分で体験したことをふまえながら、新中国成立後の1950年代から最近に至るまでの中国女性の社会的変化をはじめ、女性の地位、教育、就職などの変遷について述べてみたい。

1. 中国女性の地位変化

現代の中国では、各分野で多くの女性が活躍している。女性たちは自らの能力や才識を發揮し、国家のために政治的に、社会的に、経済的に、文化的にす

すべての面において、男性と同じように働き、人類社会の半分を占める女性の役割を十分に果たしている。

(1)封建時代の女性

封建時代の昔の中国では、女性は「三従四徳」という道德観によって教育された。「三従」とは、家にあつては父に従い、嫁いでは夫に従い、夫の死後は子に従うということである。「四徳」とは、婦人の4つの徳目を説くもので、婦人の品德、言葉、動作、仕事を指す。

儒教思想に基づく封建的な「礼教」で家に束縛され、男性に依存しなければ、生きてはいけないう境遇におかれていた。結婚後は夫の姓の後に「氏」をつけられ、「氏」または実家の姓の前に夫の姓を加えられた。例えば、「王麗紅」という女性が、「李大綱」という男性と結婚したら、嫁さんは「李王氏」という名前になって、自分の元の名前を使えなかった。また、男子が家系を継ぐという思想があった。親不孝にはいろいろあるが、一家に跡取りがないことが一番の不孝だとされていた。

男児が生まれないことや、子供が産めないことは、いずれも女性の非として離婚される第一の理由となった。また、中国には「纏足」という風習があった。纏足は唐代末期ごろから起こり、かれこれ千年以上も続いた。これは女の子が4、5歳になったころ、足の親指を除いて他の4本の足指を長い布で巻き、指を足裏に折り込むのである。そうすると、女性の足が極端に小さくなり、美人とされたのである。纏足は女性の自由な歩行や行動を制約し、男性が女性を独占する目的のもので、清朝も再三廃止例を出したが、その後も続いた。纏足という風習は女性に精神的圧迫と肉体的に大きな苦しみをもたらしたが、清朝が倒れた辛亥革命の後の近代化や女性解放運動の高まりの中で次第に廃れた経緯がある。

(2)新中国成立後の女性

1949年10月に中華人民共和国が成立したあと、政府は女性の独立した人格と平等な権利を立法措置をもって保障するようになった。女性は男性と平等の社会的な地位を得た。1950年の《中華人民共和国婚姻法》では、夫婦が各自の氏名を使う権利を有する夫婦別姓が定められた。^(注1) 妻が自分の姓の前にさらに夫の姓を名乗る従来の風習を改め、1980年に発布された《新婚姻法》では「子供が父の姓を名乗っても、母の姓を名乗ってもかまわない」^(注2) と、家庭においても夫婦が平等の地位であることを示している。1982年に発布された新憲法には、「国家が婦女の権利と利益を保護し、男女の同一労働、同一報酬を実施、女子幹部を養成、選抜する」^(注3) ことを加え、女性の権利、利益の保障を全社会の共同責任とするようになった。

2. 中国女性の教育概況

1950年までの中国の農村では女の子は殆ど学校に行かなかった。都市でも男子優先であったが、新中国が成立して以来、1954年には《中華人民共和国憲法》、それから1986年には《中華人民共和国義務教育法》、1992年には《中華人民共和国婦女權益保障法》などが発布された。

政府、社会、学校及び家庭には、女子の義務教育を義務つけるようになった。政府は現代社会の需要に応じて、絶えず教育政策を改善し、女性は入学、進学、卒業、学位授受、海外留学などの面でも男性とまったく同等の権利を持つことになった。

(1)女性の基礎教育の普及

現在、中国の基礎教育は12年間で、小学校6年間、中学校は3年間、高等学校は3年間である。小学校から中学校までは義務教育である。ここ十年ほど前から中国政府は、積極的に科学と教育によって国を振興するという政策を実施

したので、女子教育に大きな進展が見られた。2007年10月8日の中華人民共和国教育部基礎教育統計によると、次のようになる。

全国小学校入学率

単位：%

年度	小学校	男	女	性別差
1995	98. 5	98. 9	98. 2	0. 7
1996	98. 8	99. 0	98. 6	0. 4
1997	99. 9	99. 0	98. 8	0. 2
1998	99. 9	99. 0	98. 8	0. 1
1999	99. 01	99. 01	99. 0	0. 1
2000	99. 01	99. 14	99. 07	0. 07
2001	99. 05	99. 08	99. 01	0. 07
2002	98. 58	98. 62	98. 53	0. 09
2003	98. 65	98. 69	98. 61	0. 08
2004	98. 98	98. 97	98. 93	0. 04
2005	99. 15	99. 16	99. 14	0. 02
2006	99. 27	99. 25	99. 29	+0. 04

出典『中国教育事業発展統計公報』(中国教育部、2007年5月)

表のとおり、2005年まで入学率は99.15%、男の入学率は99.16%、女の子の入学率は99.14%になった。男女性別の差は0.02ポイントである。2006年(平成18年)まで入学率 99.27%、男の入学率は99.25%、女の子の入学率はかえって99.29%になった。女の子の入学率は男の子の入学率より0.04ポイント高まった。(注4)この数字が示すように男女の性別差がほとんどなくなったのは明らかである。また、中学、高等学校及び大学の入学率も上昇している。

(2)女性の教育レベルの向上

女子の進学率は年々上昇し、女子の上級学校への進学率も年々上がっている。中華人民共和国教育部基礎教育司の2007年教育統計によると、女子在校生の比率が、小学校46.66%、中学校47.2%、高等学校46.83%、大学48.06%になった。

女性の各教育を受ける状況が改善され、男女の教育レベルの格差がさらに縮小されていると見られる。女子の大学院進学もだんだん多くなってきた。2006年『中国教育統計年鑑』(注5)によると、次のようになる。

全国学生在校数と女子学生の割合

	総数(万)	男性(万)	女性(万)	女性割合%
博 士	20. 80	13. 76	7. 05	33. 87
修 士	89. 66	48. 09	41. 77	46. 36
大 学	943. 34	506. 38	436. 96	46. 32
中等専門学校	725. 84	342. 39	383. 45	52. 83
高 校	2514. 50	1336. 90	1177. 60	46. 83
中学校	5937. 38	3130. 60	2806. 78	47. 27
小学校	1011. 53	5713. 36	4998. 17	46. 66

出典『2006年教育統計年鑑』(中国教育部、2007年10月8日)

その中で女子大学院生の修士課程が46.36%を占め、博士課程が33.87%を占めている。そして在校生数と募集数を見ると、博士課程も修士課程も女性の割合は増える傾向にあり、特に大学院コースは女性の割合が男性よりも圧倒的に多いことが分かる。中等専門学校の比率は52.83%を占めている。幼稚園の先生はもちろん、小中学校の女性教師の人数は男性より多い。2006年『中国教育統計年鑑』によると、次の表のようになる。

中国女性教職員数と割合

	女性教職員		女性専任教師	
	人数(万)	教職員総数の割合(%)	人数(万)	教職員総数の割合(%)
大 学	53. 61	43. 10	28. 75	42. 62
中等専門学校	49. 83	43. 81	29. 55	47. 52
高 校	254. 60	44. 01	61. 29	44. 19
中 学 校	—	—	162. 69	46. 97
小 学 校	327. 07	53. 44	308. 58	55. 23
幼 稚 園	114. 84	92. 72	76. 20	98. 13

出典『2006年教育統計年鑑』(中国教育部、2007年10月8日)

また、女性は教育界や医療衛生界においても大きく躍進している。これらの分野は女性に適した職業でもあるからだろう。

3. 中国女性の仕事の理念

(1) 就職意識の変化

長い間、男は仕事、女は家庭という伝統的な社会通念が深く残っていた。1950年代に入って女性は家を出て、社会の主人公になるという夢を抱いて働き始めた。1966年から「文化大革命」が始まり、60年代後半を通じて政治的な嵐が国内を席卷した。当時の若者は、否応なしにこれに身を投じたが、国中が熱気に包まれ、騒然とした社会状況の中で実際のところ女性は何をめざしていいのか、とまどっていたのである。

1970年代には暮らしのために、働く意識が強かった。1980年代にはゆとりのある生活で生活の質を高めると共に、経済的に自立自主を追求して働き、いわば改革開放のもとで、国内改革、国外進出が加速したのであった。1990年代に入ると、自身の精神と生活を充実させ、生きがいを求めるために働くという女性も多くなった。

(2) 女性の就職の傾向

大都市では女性の就職は男性と同じようにいろんな面に進出して、活躍しており、男性と同じように、各人の意見を持ち、尊敬され、地位も得られる。職員を採用した場合、男性か女性かではなく、彼らの能力が重要視される。現在の中国の競争社会は、仕事に対する才能を持っている人材を必要としているので、能力を発揮できる女性は当然、男性と対等に扱われている。性別ではなくて、仕事を完成にやり遂げる才能や能力を持っているかどうかで採用され、また登用される。

現在の女性の就職についてまとめて言うと、次の傾向がある。

①女性従業員比率が段々上昇し、都市の女性の80%以上が仕事をしている。結婚後、専業主婦になるというのはほとんどいない。普通の家庭では男女が共働きの暮らしをしているのが現状である。②女性管理職の比率が年々上昇している。現在3分の1までを女性が管理職として占めるようになり、女性リーダーが続出している。③中、高級の女性専門技術者がますます多くなっている。専門技術者の女性比率は43%、中、高級専門技術者の女性比率は30%。^(注6)

研究者の女性比率も40%に達している。^(注7) ④女性の就職分野が広がり、そのレベルがますます高まっている。医療衛生、マスコミ、金融保険、科学技術、総合技術サービスなどへの女性の就職率が60%になってきた。^(注8)

女性は就職により、生活、活動の空間が広がるようになった。経済発展への仕事に関与するようになって、女性は経済的自立と人格的独立を獲得しただけではなく、視野を広め、責任を果たす能力を高めてきた。

4. 中国女性の婚姻の実態

(1) 昔の婚姻と家庭

50年代までは、女性が男性の家に嫁いだら、そこを家とし、一生その家で夫を助けて子を育て、また姑に仕えること、また女は二夫に仕えず、つまり、夫がなくなっても、その家にとどまらなければならないという婦道である。女性にとっては一生、家は嫁いだ以上、そこに死ぬまでいるしかなかった。結婚に関する選択がなく、相手の顔も知らないまま、新婚初夜初めて顔を合わせ、嫁いで行った人は多かった。そして離婚は絶対許されなかった。

(2) 観念の変化

1950年以来、新《婚姻法》、《継承法》、《民法》が発布された。「自由恋愛、自由結婚、」^(注9)が、法をもって保障され、「自主婚姻」で女性が自らの意志で婚約者を決め、婚姻に対して自主権を持つようになった。

「夫婦は家庭における地位が平等」というように法的に男女平等が保障された。中国の女性は結婚すれば殆ど引き続き働く。結婚のために、あるいは子供が生まれたために、仕事をやめるということはほとんどないのである。90年代まで、中国の伝統文化は家庭の安定を重んじ、離婚には反対で、いくら夫婦の仲が悪くても離婚しないように勧める。夫婦の仲が完全に壊れ、子供のために夫婦を続けるという人も多い。でも、現在、若者は年長者より、離婚を考える人が多くなった。人々の婚姻観が変わってきた。以前のように離婚を恐ろしくてひどいことだと考えないようになった。気があえば一緒に暮らし、でなければ、別れるというのが多くなった。女性は結婚そのものに対して、結婚は個人の自由であり、幸せなら、一緒に暮らし、でなければ、「離婚」を選ぶ女性が増えてきた。

(3) 婚約条件の変化

90年代までは婚約をする条件としては、まず二人の仲、身体状況、文化水準、政治条件、家庭背景、経済状況であった。だが、現在は、二人の仲、経済状況、身体状況、文化水準、家庭背景、政治条件に変わった。現在の女性たちの多くが相手の経済条件を第一の条件とするようになった。

経済条件というと、一言で言えばお金のことである。この変化は、感情と経済は同じではないということが自明のことになったのである。

現在の女性は婚約者を選ぶ時に経済以外の条件が気に入っても、経済条件があまりよくないと、婚約に慎重になる傾向があるのである。

(4) 出産と家庭

昔は男の子が血統を継ぐという伝統的な思想が強かったので、女性にとっては男の子の生まれるのが一番望ましいことである。男の子が生まれることによって、家庭内での地位が安定し、地位が高まることである。男の子が生めないことによって離婚させられた例は多かった。

70年代ごろから、計画的に出産政策と避妊知識の普及により、女性が妊娠に十分な自主権を持つようになり、国の「一人っ子政策」の実施によって、女性の出産と健康レベルが向上し、育児にかかる時間および家事労働の時間が大幅に短縮され、仕事や社会活動に参加できるようになった。

子供の数について、一人っ子でいいと思う人は多くなり、夫婦でやる事柄についても、何事も夫婦が平等でやるべきだと思う人も多くなってきた。しかし、近年は「一人っ子政策」に不満で罰金を払ってでも二番目、三番目の子供を産む富裕層も出始めている。将来的には政府も政策の見直しを迫られる可能性が指摘されている。

国務院から、《女性職員労働保護規定》が公布され、女性職員の妊娠から出産までの検査費、手術費、出産費、薬費などが全額国から支払われる。^(注10) 出産後の有給休暇もあり、3ヶ月間休むことができる。だから、中国の女性は結婚しても引き続き働き、子供が生まれても仕事をやめない。

一方、農村や少数民族の間では中国の伝統的な観念はなお根強く存在している。男の子を生みたい、男手の必要なきつい農作業をする以上、男の子のほうがいいと思われている。そういう農村社会の必要性から、農村では、もし一番目に女の子が生まれたら、二番目の子供を生むことは行政当局からも大目にみられている。

5. 中国女性の社会的役割

世界の女性人口の5分の1を占める中国女性は、この国の経済の発展と政治の分野で重要な役割を果たしていると言っても、過言ではない。

特に、ここ10年ほど、都市、田舎のさまざまな市場で商いを業としている女性も、絶えず増えている。いたる所で目につく農産物や卸売り場では女性経営者が大きな比率を占めている。

統計によると山東、福建、陝西の三省だけでも約300万人の女性が市場におけ

る流通分野の仕事に携わっている。^(注11) 全国の16の経済分野のうち、10の分野の女性従業員の比率が男性を上回り、中でも厚生、スポーツ、社会福祉事業に従事している女性の比率は最も高い。

(1)政治、社会への参画

中国女性は新中国になってから政治参画への動きを年々強めている。女性は政治、経済、文化の政治体制を学び、社会活動を通じて国の利益や女性の權益を守るため、国の政治を討議し、国を治める公務にも参与している。言い換えれば、政策の決定と行政活動に参画し、党政や行政の管理職につくことである。

全国人民代表大会の人民代表は5年ごとに改選されるが、女性の人民代表の比率は、次のとおりである。

第1期(1954年) 12.0%	第2期(1959年) 12.2%
第3期(1964年) 17.9%	第4期(1975年) 22.6%
第5期(1978年) 21.2%	第6期(1983年) 21.2%
第7期(1988年) 21.3%	第8期(1993年) 21.0%
第9期(1998年) 21.8%	第10期(2003年) 20.2%

上の比率を見ると、第4期(1975年)に22%を上回ったが、それ以後は20～21%であり、ここ30年余りは完全に横ばい状態であることがわかる。

仕事の現場と生活現場での男女の共同参画は社会での女性の影響力がますます大きくなることを示す。指導者層で女性が増えただけでなく、女性の活躍の範囲も広がっている。

具体的に言うと次の通りである。①市と区の人民代表大会に占める女性代表の比率は24%に達している。②女性幹部は男性と一緒に勤勉に働き、社会に認められた。國務院の女性省長、副省長(2005年)は、241人となっている。^(注12) ④中国の668の都市では、その行政の最高指導者である市長のうち、女性市長、副市長が500人を超えている。^(注13)

(2)意識の強化を

中国の伝統的な社会や文化の背景が性別意識を左右し、現代でもまだ中国女性の中には、政治に参画する意識が薄いという面もある。

社会は男性と女性という二つの性により構成される以上、多くの女性はその性別意識を持ち、自ら進取意識、競争意識、成就意識、参政意識の増強に努めて社会的責任感を高め、積極的に政治に参加するのが望ましい。形式的に女性の基本権利を獲得するだけでなく、実質的に女性の力を発揮し、女性の主体性を確立することが大切だと女性問題に取り組む中国の識者らは考えている。

6. いくつかの問題

(1)伝統的な観念の継続

昔と現在とでは、中国女性の地位に天地ほどの変化が見られたが、数千年にわたって形成された社会、文化の改善は一朝一夕にできることではない。性別による差別的な女性観は依然として人々の意識に強く存在している。男は外、女は内といった伝統的な女性観が人々の意識や行動を左右し、女性を疎外する職場がまだ多い。女性は家にいるという考えはまだ強い。

(2)家事の荷重

男性は仕事が忙しい時には家事をしなくても、責められることなく、妻の協力を得るのも当然で、家庭がうまく行かない場合は妻のせいとされることが多い。万が一、夫の理解できなければ、仕事と家事の両立がうまく行かなくなり、あるいは、家庭に崩壊の危機が迫る場合、非難されるのは女性である。だから、女性は家庭と仕事との両立はなかなか難しい。女性は職場で、男性と同等に競争するのに加え、家では育児、家事をも担わなければならない。男性より過重な負担をさせられることが多いのである。ただ、救いは、男女平等の社会を築いていこうという国の基本方針があり、この方針のもとで、新しい国情に適応

する女性の社会的参画の道が開かれていることだ。

(3)家庭内暴力

中国も他国と同様、家庭内暴力の被害者の多くは妻である。北京婚姻家庭研究会の2005年の調査によると、20.4%の家庭に家庭暴力が発生した。古くさい観念が依然として根強く男性の中に残り、妻を殴っても違法ではないと考える男性もまだいて、平気で妻に暴力をふるい、妻をまったく自分の私有物とみなし、妻をいかに扱うかは自分の自由だと思っている。

家庭内暴力が発生する原因の調査によると、まず妻への猜疑心による殺人、子供ができないことを理由とする妻への虐待、独占欲による妻への加虐、夫の浮気による妻への精神的迫害、また妻の過失、妻に恥をかかせることなどが挙げられている。

1995年「国連第4回世界女性会議」が北京で行われた。それを契機として家庭内暴力は重大な人権侵害行為であることが認められた。家庭内暴力に反対するさまざまな議案が全国人民代表大会に提案された。2001年修正の《婚姻法》は、「家庭内暴力の禁止」ということをつけ加え、家庭内暴力は犯罪行為であると明記された。それを禁じるためには、まず伝統的な思想を改革し、容認できないという社会体制を作らなければならない。

終わりに

中国は法的には男女平等を保障し、そのことは憲法をはじめ、労働法や女性權益保護法などの法律に明記され、女性の権利保護の原則として政府にも重視されている。女性が男性と平等に仕事し、同じ給料をもらう。そのことは中国語で「同工同酬」と言われる。中国の特色ある社会主義の発展とともに、中国の女性の社会的地位は絶えず高まり、女性の役割は更に重視され、女性の社会進出は新しい局面を切り開いてきた。男女平等という基本国策を遂行し、女性の

社会的進出を促進し、女性の権利を確実に維持し、まだ自覚の薄い女性には女性の権利について関心を高めさせようという動きが出ている。いま中国の女性たちは、女性の権利や人権を侵害する犯罪行為、精神的、肉体的な健康を損なうような現象を根絶しようと運動しているのである。

<注>

- (1) 1950年4月中国中央人民政府委員会第七回会議で《中華人民共和国婚姻法》を議決。その後1980年、1995年、2001年に改正。
- (2) 同上。1980年に改正された《中華人民共和国婚姻法》のことである。
- (3) 『中華人民共和国憲法』は1954年、75年、78年、82年と4度改正公布された。
- (4) 中国教育部『2006年教育事業発展統計公報』による。
- (5) 2006年中華人民共和国教育統計の総合統計部分による。
- (6) 国務院新聞報道事務室「中国性別平等と婦人発展状況」(2005年8月24日)
- (7) 同上
- (8) 同上
- (9) 注(1)に同じ
- (10) 1953年1月2日、国務院の《中華人民共和国労働保険条件》、1955年4月26日の《女性職員出産休暇の決定》、1989年7月2日《女性職員労働保護規定》。
- (11) 呉曉瑛など編著『中国女性人口問題と発展』1995年北京大学出版社
- (12) 同上。
- (13) 全国人民代表大会代表人数と性別構成、『中国社会の女性と男性』(中国統計出版社 2004年)

<参考文献>

- (1) 唐娅辉 《社会性別文化と女性発展》湖南出版社2005年6月
- (2) 王行娟 《中国婦人参政の行動》海豚出版社1995年3月
- (3) 王行娟 「民間婦人組織の職能と発展」『學術と研究』2001年
- (4) 陶春芳、『中国婦女地位概観』「国家級数拠」中国婦女出版社1993年
- (5) 李銀河 「北京家庭暴力調査」『婚姻と家庭』1994年第8期
- (6) 鄭新榮『社会性別と女性発展』山西省人民教育出版社2000年
- (7) 郭維明「性別偏向の文化要因分析」中国人口情報研究センター